き・・ ダ

原判決を破棄する。

被告人Aを罰金四万円に、被告人Bを罰金二万円に処する。

被告人らにおいてその罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した期間、当該被告人を労役場に留置する。

被告人Bから、押収してある拳銃一挺(当庁昭和四二年押三号の一)を 没収する。

原審および当審における訴訟費用は、被告人らの均分負担とする。

里 由

検察官の控訴の趣意は、記録編綴の鳥取地方検察庁検察官検事武並正也作成名義 の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

検察官の控訴趣意第一点について。

所論は、原判決は被告人両名に対する拳銃不法所持の公訴事実につき、本件拳銃は銃砲刀剣類等所持取締法にいう銃砲に該当しないとして無罪の言渡しをしたが、原判決の右無罪理由には法令の解釈適用を誤つた違法があり、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

よつて記録を検討するに、原判決は、被告人両名の右拳銃不法所持につき無罪を 言渡した理由として「鑑定人への鑑定等によると本件拳銃は撃鉄バネおよび撃針部 分等が故障しているため、現状において弾丸発射の機能を有しないことが明らかで ある。そこで、右故障部分がいわゆる通常の手入又は修理によつて回復できるかど うかを考察すると、鑑定人Cは、その鑑定尋問において本件拳銃は撃鉄バネの補充だけで十分に発射機能を回復できると供述していたのにもかかわらず、その後、右撃鉄バネの修理に代えて行つた輪ゴム使用による発射実験に際し、その発射実験が 不成功に終るや、はじめて本件拳銃には撃針部分にも欠陥が存することを指摘する にいたつたものであつて、同鑑定人のような専門家であつても、撃針部分の欠陥の 発見にはこのような経過(発射実験)を必要としたのであるから、本件拳銃の欠陥 の発見、補修の程度およびその方法については、それらが一般通常人に容易に行わ れうるかどらかきわめて疑問であり、またその修理もかなり精密な作業を要するものと認められるから、本件拳銃が通常の手入れ又は修理によつて弾丸発射の機能を回復するものということができず、したがつて法にいう銃砲に該当しない」旨説明 しており、これを要約すると、原判決は故障銃がいわゆる通常の手入れ又は修理に よつて弾丸発射機能を回復するというためには、一般通常人において当該銃砲の欠 陥の発見、補修が容易に行われ得る場合に限るとの前提にたち、本件拳銃の欠陥の うち撃針部分の欠陥の発見は専門家でさえも一見しただけでは困難であつたこと、 その修理もかなり精密な作業を要することが窺えるから、もはや本件拳銃は通常の 手入れ又は修理によつて発射機能を回復できるといえないと説明しているものであ ることは所論のとおりである。 そこで按ずるに、銃砲刀剣類等所持取締法二条一項は銃砲の要件として「金属性

いものでもないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、原審鑑定人C、同Dおよび当審鑑定人Eの鑑定によ れば、本件拳銃は、口経八粍弾倉回転式拳銃(通称レボルバー)であるが、撃鉄バ ネ、撃鉄軸が不足し、撃針が衰損変形し、安全子バネが破損しているため、現状の ままでは弾丸発射の機能を有しないことが明らかである。そこで、本件拳銃が果し て通常の手入れ、修理によって発射機能を回復することができるかどうかについて 考察し〈要旨〉てみるに、原審鑑定人C、同D、当審鑑定人Eの各鑑定を総合すれ ば、本件拳銃は前記の</要旨>ように撃鉄バネ、撃鉄軸、撃針、安全子バネが故障しているが、これら故障の発見についてはある程度の知識がありさえすれば、拳銃の見分あるいは発射実験をなすことによって容易に知り得るものであり、これら故障 を修理するには銃砲等修理設備のある銃砲店ないしある程度熟練した旋盤工等にお いて十分可能でありその修理、加工には、なんら特別の機械、器具、設備等を必要 とはしないし、その資材には市販の鋼材でもこと足りること、そして、単に二 発の弾丸を発射させる程度に修理するだけなら、前記修理のための所要日数は概ね 三日半、費用は約、七、五〇〇円で済み、しかもそれに所要時間約一〇時間と費用 約二、八〇〇円を追加すると、連続発射の機能まで回復するにいたるものであり、 多少命中精度が悪くても、右の如き修理をし、弾丸をこめて発射させれば、優に人 命を殺傷しうるものであることがそれぞれ認められる。これによると、本件拳銃の 撃針等故障部分の発見については原判決のいうような困難なものではなく、その修 理も一般通常人でできないにしても銃砲店等で可能であること、そして、本件拳銃 については、その修理が完全精密になされなくても所要日数概ね三日半、 七、五〇〇円をかければ人命殺傷の危険性を具備する程度に修理できることが明ら かであるから、本件拳銃はいわゆる通常の修理によつて弾丸発射の機能を回復でき るものであると認めるを相当とする。

本件拳銃のいわば応急的な修理にも前記のとおり所要日数として三日間半、費用約七、五〇〇円かかるといらことは、必ずしも容易な修理とはいえないかも知といが、しかし、右の修理についてはなんら特別の機械、器具、設備等を必要されている。したとも右の日数と費用をかければ、本件拳銃は応急的でも修理がである。いわゆる通常の手入れ、修理とは必ずしも安価になされなければならないものではないから、本件拳銃の修理につき右の日数、費用を要する場合でならいものではないから、本件拳銃の修理につき右の日数、費用を要する場合でならいものではないから、本件拳銃の修理につき右の日数、問被告人からこれを追していう通常の修理というべきである。因みに、本件拳銃は、昭和三九年三月頃被告人名が他から金一、八〇〇円で買受けたものであるが、同被告人からこれを譲りとしていたものであることが被告人日の司法警察員に対する各供述調書、原審証人をの証言によって窺えるところである。

なお、当審鑑定人E作成の鑑定書中には、本件拳銃の修理については、ほとんどの修理部分が市販品でなく、手仕上で作らなくてはならないので引受手があるかどうか疑問である旨の記載があるが、同鑑定書全文を通読すると、それは、本件拳銃を完全なものに回復するについての修理能力を記述しているものと解されるから、右記載部分は、本件拳銃を単に二、三発発射できる程度に修理することについての前記認定の参考資料に供することができない。

べきである。しかして本件拳銃が普通の設備等の資材で修理できるものであること は前述のとおりであるから、たとえその修理が合法的になされない場合でも、通常 の修理によつて発射機能を回復できるものといわなければならない。

要するに、本件拳銃は撃鉄バネ等が故障しているため、現状のままでは弾丸発射 の機能を有しないが、通常の修理を施すことによつて、その発射機能を回復できる ものである。したがつて、本件拳銃は前説示の理由により銃砲刀剣類等所持取締法

にいう銃砲であると解するを相当とする。 そうだとすれば本件拳銃が、同法にいう銃砲に当らないとして、被告人Aに対し その公訴事実中同法違反の点及び被告人Bに対しいずれも無罪を言渡した原判決 は、まさしく法令の解釈適用を誤つたものであり、その誤りは被告人両名に対する 判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由がある。

よつて検察官の被告人Aに対する量刑不当の主張に対する判断を省略し、同被告 人についての有罪部分と銃砲刀剣類等所持取締法違反の罪とは併合罪の関係にある から刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条に則り、原判決全部を破棄したらえ、同法 四〇〇条但書に従い、当裁判所で自判することとする。

(罪となるべき事実)

被告人Aは

法令の除外事由がないのに、昭和三九年二月初め頃から同年四月下句頃ま での間、鳥取市e町f丁目g番地G方の当時の被告人居室などにおいて、廻転弾倉 式拳銃一挺(当庁昭和四二年押三号の一)を隠匿所持したものである。 二、 傷害の事実は原判決認定のとおりであるからここにこれを引用する。

第二、 被告人Bは、法令の除外事由がないのに、同年四月下旬から昭和四〇年 二月二日頃までの間、倉吉市 a 町 b 番地の c 、 d アパート内の当時の被告人居室に おいて、前記回転弾倉式拳銃一挺を隠匿所持したものである。

(証拠の標目)

判示第一の一および第二の各事実につき

- 被告人A、同Bの検察官に対する各供述調書
- 原審第五回公判調書中鑑定人C、同第八回公判調書中同Dの各供述記載
- 鑑定人Cに対する原審の検証及び鑑定人尋問調書
- 鑑定人E作成の鑑定書
- 押収してある拳銃一挺(当庁昭和四二年押三号の一)の存在

(弁護人の主張に対する判断)

被告人Aの弁護人君野駿平は、判示第一の一の事実につき、同被告人は本件拳銃 が破損して使用不能であるため、法にいわゆる銃砲ではないと思つていたから、そ の故意がないと主張するけれども、かりに同被告人がそう思つていたとしても、 れはその事実自体に対する錯誤ではなく、いわゆる法の不知であるから犯意を阻却 しない。よつて右主張を採用しない。

(確定裁判)

被告人Aは昭和三九年五月四日鳥取簡易裁判所で道路交通法違反の罪により罰金 八、〇〇〇円に処せられ、右裁判は同年六月一〇日確定したものであり、また被告 人Bは同年一二月二五日倉吉簡易裁判所で銃砲刀剣類等所持取締法違反罪で罰金二 万五、〇〇〇円に処せられ、右裁判は昭和四〇年二月九日確定したものであつて、 これらの事実は当該被告人に対する各前科調書によつて認める。

(法令の適用)

被告人Aの判示第一の一の所為は、昭和四〇年法律四七号銃砲刀剣類等所持取締 法の一部を改正する法律附則五項による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法三一条 号、三条一項に、判示第一の二の所為は刑法二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項 一号にそれぞれ該当するので、各所定刑中罰金刑を選択し、右の各罪と前記確定裁 判のあつた道路交通法違反罪とは刑法四五条後段の併合罪であるから、同法五〇条 によりまだ裁判を経ない判示各罪につきさらに処断することとし、なお右各罪もまた同法四五条前段の併合罪の関係にあるから、同法四八条二項により各罪所定の罰金の合算額の範囲内で被告人Aを罰金四万円に処し、被告人Bの判示第二の所為は 前記改正前の銃砲刀剣類等所持取締法三条一号、三条一項に該当するので、所定刑 中罰金刑を選択し、右は前記確定裁判のあつた銃砲刀剣類等所持取締法違反罪と刑 法四五条後段の併合罪であるから、同法五〇条によりまだ裁判を経ない判示罪につ きさらに処断することとし、その所定罰金額の範囲内で被告人Bを罰金二万円に処 、なお、被告人らにおいてその罰金を完納することができないときは、同法一八 条によりいずれも金五〇〇円を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置す

べく、押収した拳銃一挺(当庁昭和四二年押三号の一)は被告人Bの所有にかかるものであるから刑法第一九条第一項第一号第二項により同被告人からこれを没収し、原審および当審における訴訟費用は、刑事訴訟法一八一条一項本文により被告人らに均分負担させることとする。 よつて主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 福地寿三 裁判官 干場義秋 裁判官 広岡保)